

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する必要な事項を定める告示の一部を改定する告示案 新旧対照表

(※ 傍線部分は改正部分)

○特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する必要な事項を定める告示 (平成十八年経済産業省・国土交通省・環境省告示第一号)

改 正 案				現 行	
				(燃料の規格)	
第3条 規則第2条第2項の燃料は、告示第3条の表の左欄に掲げる燃料の種類ごとに設けられた同表の右欄に掲げる基準を満たすものとする。ただし、当分の間、次の表の第一欄に掲げる特定特殊自動車については、同表第二欄に掲げる規定は、同表第三欄に掲げる字句を同表第四欄に掲げる字句に読み替えて適用する。				第3条 規則第2条第2項の燃料は、次の表の左欄に掲げるものであって、燃料の種類に応じて、右欄に掲げる規格のいずれにも適合するものとする。	
読み替えに係る 特定特殊自動車	読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句	燃料の種類	燃料の性状又は燃料に含まれる物質の数量
脂肪酸メチルエ ステルが質量比 0.1%以下の軽 油を使用するこ とを前提に製作 された特定特殊 自動車	告示第3条の表 軽油の項	次のイ又はロの要件を満 たすこと。 イ 脂肪酸メチルエス テルが質量比0.1%以下 ロ 脂肪酸メチルエス テルが質量比0.1%超 5%以下であり、かつ、 次に掲げる要件をい れも満たすこと。 (1) メタノールが質 量比0.01%以下 (2) 酸価が0.13以下 (3) ぎ酸、酢酸及びブ ロピオン酸の合計 が質量比0.003%以 下 (4) 酸価の増加量が 0.12以下	脂肪酸メチルエス テルが質量比0.1%以下	ガソリン	鉛が検出されないこと。 硫黄が質量比0.005%以下であること ベンゼンが容量比1%以下であること メチルターシャリーブチルエーテルが容量比7%以下であること メタノールが検出されないこと。 エタノールが容量比3%以下であること 酸素分が質量比1.3%以下であること 灯油の混入率が容量比4%以下であること 実在ガムが100ml当たり5mg以下であること
				軽油	硫黄が質量比0.005%以下であること セタン指数が45以上であること 90%留出温度が360°C以下であること
備考					
1 「鉛が検出されないこと。」とは、日本工業規格K2255の原子吸光A法又は原子吸光B法で定める試験方法により測定した場合において、その結果が当該方法の適用区分の下限値以下であることをいう。					
2 「メタノールが検出されないこと。」とは、メタノールの混入率を容量比で測定することが可能であり、かつ、その混入率の定量下限が容量比0.5%以下である分析設備により測定した場合において、その結果が当該方法の適用区分の下限値以下であることをいう。					
3 「酸素分」とは、日本工業規格K2536号の2、K2536号の4又はK2536号の6に定める方法により測定した場合における数値とする。					
4 「セタン指数」とは、日本工業規格K2280に定める方法により算出した軽油の性状をいう。					
5 「90%留出温度」とは、日本工業規格K2254に定める方法により測定した軽油の性状をいう。					
【補足】					
上記のうち、「告示」とあるのは、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示(平成14年国土交通省告示第619号)のことを指します。(特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する必要な事項を定める告示第2条においてその旨が規定されています。)					
附 則					
この告示は、平成20年〇月〇日から施行する。					